

相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

平成 29 年度改正点 3

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

(1) 概要

配偶者控除及び配偶者特別控除は、配偶者の年収によって納税者本人から控除される所得控除額が変わってきます。従来は配偶者の合計所得金額が 38 万円（給与収入のみの場合 103 万円）以下の場合には、納税者本人の所得にかかわらず配偶者控除 38 万円が控除され、配偶者の合計所得金額が 103 万円を超える場合でも 141 万円までは配偶者特別控除として最高 38 万円の控除がされました（配偶者特別控除は納税者本人の合計所得金額が 1000 万円を超える年は控除できません）。今回の改正により、配偶者特別控除について所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 85 万円（給与収入のみの場合 150 万円）に引き上げるとともに、配偶者の合計所得金額 123 万円までが配偶者特別控除の対象となりました。

(2) 配偶者控除の高額所得者の適用除外

今回の改正により、納税者本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円（給与収入のみの場合 1,120 万円）を超える場合、配偶者控除は段階的に減少し、1000 万円（給与収入のみの場合 1,220 万円）を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。（下表参照・

（ ）内は個人住民税の配偶者控除）

納税者本人の合計所得金額	控除額（控除対象配偶者）	控除額（老人控除対象配偶者）
900 万円以下	38 万円（33 万円）	48 万円（38 万円）
900 万円超 950 万円以下	26 万円（22 万円）	32 万円（26 万円）
950 万円超 1000 万円以下	13 万円（11 万円）	16 万円（13 万円）
1000 万円超	0 円	0 円

(3) 配偶者特別控除の控除額
配偶者特別控除につ

いても、配偶者控除と同様に納税者本人の合計所得金額によって控除額が変わります。

(4) 適用時期

平成 30 年分以降の所得税及び平成 31 年度分以後の個人住民税について適用されます。